

「有機農産物等の流通・販売に関する検討会」傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、有機農産物等の流通・販売に関する検討会設置要綱第9条の規定に基づき、第5条第6項に定める有機農産物等の流通・販売に関する検討会（以下「検討会」という。）の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開又は非公開の決定)

第2条 会議の公開は又は非公開の決定は、委員長が検討会に諮って行うものとする。

(会議の開催の公表)

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第4条 傍聴人とは、検討会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 検討会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと
- (5) その他会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願(様式第2号)を委員長に提出しなければならない。

(事務局員の指示)

第10条 傍聴人は事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月18日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公表又は非公開等の決定の特例)

3 この要領の施行の日以降最初に開かれる検討会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を5名とする。

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	令和 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の住所・氏名	
フラッシュ使用等の有無	有 ・ 無
備考	
上記のとおりご許可願います。 年 月 日 有機農産物等の流通・販売に関する検討会 委員長 様 申込者 住所 氏名	